平成24年春季全国火災予防運動

３月１日（木）～３月７日（水）

統一標語「消したはず　決めつけないで　もう一度」

3月1日から1週間、全国一斉に平成２４年春季全国火災予防運動が実施されます。
火災が発生しやすくなるこの時季、火の用心を心がけ、防火に関する正しい知識と行動力を高めることで、よりいっそう「安全・安心のまちづくり」を進めましょう。

平成２３年の高槻市内における火災件数は８９件で、平成２２年に比べ１２件の減少となりました。しかし、残念なことに火災により２名の方が亡くなられました。
全火災を出火原因別に見ると「放火(疑い含む)」が２６件で一番多く、次いで「こんろ（天ぷら油の過熱等）」が１３件、「たばこ」が１０件となっています。

平成２４年春季全国火災予防運動の重点目標
(1) 住宅防火対策の推進
(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
(4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
(5) 林野火災予防対策の推進

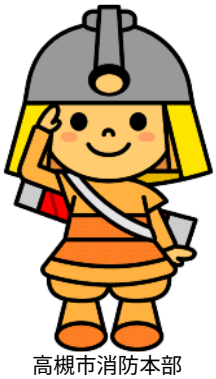

高槻市消防本部
マスコットキャラクター
「はにたん」

住宅防火対策の推進

全国の住宅火災による死者は、毎年1,０００人を超えており、約6割が逃げ遅れによるものです。
火災から逃げ遅れないため、「住宅用火災警報器」を設置しましょう。

住宅防火を図るため、次のことを心がけてください。
- 住宅用防災機器の設置推進
- 防炎物品及び防炎製品の使用の推進
- 火気使用設備・器具及び電気製品等の点検・整備等の推進
- 住宅防火「いのちを守る　７つのポイント」の励行

住宅防火　いのちを守る　７つのポイント　－３つの習慣、４つの対策－

３つの習慣
①寝たばこは絶対やめる。
②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

４つの対策
④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
⑤寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
⑥火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
⑦お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

住宅用火災警報器が鳴ったらすぐに避難しましょう！！

設置しましたか？
住宅用火災警報器！！

平成２３年６月以降すべての住宅に設置義務があります。

助かった命があります。（当市の事例）　～ *本当に　あってよかった　住警器* ～
住警器の音で目が覚め、ベランダを伝って火災の火の手から逃げ出すことができました。

「大切な　命を守る　住警器」（高槻市消防本部住警器設置推進標語）

＜おしらせ＞

○　警報が鳴ったときは

■　火災のとき
速やかに避難して下さい。再度、家に入ってはいけません。
大声で周りに火災を知らせ、１１９番通報をしましょう。
可能なら消火をしてください。（いつでも避難できる体勢で）

■　火災でないとき
湯気などを感知して警報が鳴った時は、停止ボタンを押し、
ひもが付いているタイプのものは、ひもを引く。

○　交換の時期と廃棄方法

■　警報器本体の寿命は？
設置後、１０年経過したら新しい警報器に交換してください。
電池の寿命が１０年のものは、本体ごと買い換えてください。

■　電池切れかな？
電池切れの寸前には、音声でお知らせするか、短い音が一定の
間隔で鳴りますので、新しい機器に交換してください。
寿命５年のものは、もうそろそろ電池切れではありませんか？
ボタンを押したり、ひもを引いてときどきテストしましょう。
詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。
テストして音が鳴らない場合は新しい機器に交換してください。

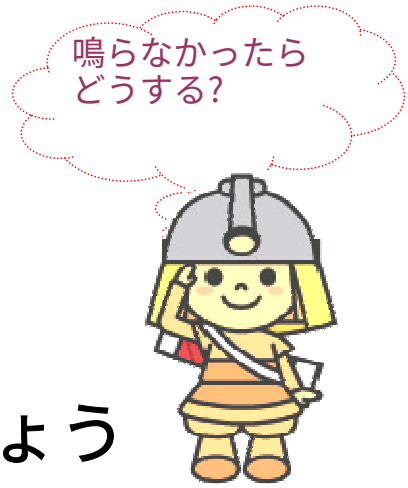

●悪質な訪問販売に注意しましょう

※ご注意
市の職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器や消火器のあっせんや販売を行うことはありません。
訪問販売を委託することもありません。
突然訪ねてきても即答･押印は避け、すぐに契約しないでください。
不審に思われた場合は最寄りの消防署にご相談ください。
なお、訪問販売によって住宅用火災警報器を購入した場合は、クーリング･オフ制度の対象になり、契約日を含む８日間以内は契約の解除ができます。

お問い合わせ先･ご相談は ･･ 消防本部予防課　　TEL　６７４－７９８５
中　消　防　署　　TEL　６７４－７９９５
北　消　防　署　　TEL (代)６８７－０１１９

＜おしらせ＞
消火器の規格が改正されました

平成２１年９月、大阪市で起きた老朽消火器の破裂による人身事故を契機として、消火器の定期点検に**耐圧性能の点検（水圧点検）が導入**されました。

総務省によると、平成１２年４月１日から平成２２年３月３１日までの１０年間に全国で消火器破裂事故は２６件あり、３名の死者及び２２名の負傷者が発生しています。

○ 消火器の点検基準改正（２０１１年４月１日施行）

製造年から１０年経過したものは、耐圧性能の点検（水圧点検）が義務付けられました。
施行時、すでに１０年経過したものは、３年以内に耐圧試験が必要です。
１０年経過していなくても本体に腐食等が認められたものは、水圧点検が必要です。
水圧点検については平成２６年３月３１日まで抜取り方式での実施が可能です。
新しい消火器は、製造から１０年後に水圧点検をすることになります。
できれば順次、消火器を新規交換していく事をお勧めします。

○ **注意事項の表示**（２０１１年１月１日施行）

「住宅用」・「住宅用でない（業務用）」の区分表示
適応火災の絵表示（業務用）　色のみ→絵入り
「加圧式」・「蓄圧式」の区分表示
安全な取り扱いに関する事項
標準的な使用期限
維持管理に適した設置場所の表示
点検･廃棄方法に関する事項

●適応火災表示マーク

【普通火災用】　【油火災用】　【電気火災用】
A火災　B火災　C火災
白色円のマーク　黄色円のマーク　青色円のマーク

消火器の銘板には適応火災を示すマークがアイコンで分かりやすく明示されています。

○ **型式失効**（２０１１年１月１日施行）

すでに設置されているものは、２０２１年（平成３３年）１２月３１日まで設置できます。
上記の表示マークのない旧型式消火器は、２０１２年（平成２４年）１月１日に型式失効となります。
したがって、２０１２年（平成２４年）１月１日からは新設することはできません。

加圧式消火器：消火器本体容器の中に加圧用ガス容器を内蔵し、使用時に容器内に圧力が加わる消火器です。（破裂事故を起こしたのがこの加圧式消火器でした。）

蓄圧式消火器：消火器本体容器の中に常に圧力がかかっている消火器です。容器に圧力計が付いています。圧力の低下にともない、噴射できなくなります。

機器点検(内部点検･機能点検)の時期は、加圧式、蓄圧式ともに3年でしたが、蓄圧式は5年となりました。加圧式は、3年のままです。

一般住宅のご家庭にある消火器は、点検基準の適用がありませんが、半年に1度は本体容器を点検し、傷や錆びがあれば新しいものに更新しましょう。

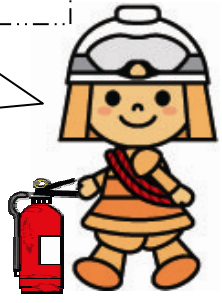

お問い合わせ先･ご相談は ･･･ 中消防署　TEL　６７４－７９９５
北消防署　TEL(代)　６８７－０１１９

放火火災･連続放火火災防止対策の推進

高槻市の平成２３年中における『放火･放火の疑い』による火災は２６件で、全体の２９．２％を占めています。　これは原因別にみて２３年連続１位となっています。

☼ 放火されやすい場所 ☼

◯ 玄関先，軒下
◯ ゴミ収集場
◯ 建物共用部分（廊下，階段室，エレベーターホール）
◯ 駐車場
◯ 駐輪場　　など

最近の放火は、相手と場所を選ばない無差別なものが多くなってきているのが大きな特徴です。一方、人目につきやすい状況や手間がかかる状況では放火されにくいということが考えられます。
「放火されない」ための基本は、「放火されにくい環境をつくっておく」ということです。「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」をスローガンに地域ぐるみで放火されにくい町づくりに取り組みましょう。

1.建物に対する放火防止対策

◎ 空き家･無人倉庫は施錠をするなどの管理を十分に行いましょう。
◎ 建物外周部、倉庫、物置、車庫、共同住宅等の玄関ホールや階段室などは施錠をきちんと行い、外部からの侵入を防ぎましょう。
◎ 建物の周囲には燃えやすい物を置かないようにしましょう。

2.車両に対する放火防止対策

◎ 車内に侵入して放火されるケースも見られるので、車両の施錠管理をしっかり行いましょう。
◎ 不用意に車を放置しないように心がけ、車両のボディカバーには防炎製品を使用しましょう。

3.地域における放火防止対策

◎ ごみは決められた日、決められた時間に出しましょう。
◎ 夜は門灯･街灯をつけ、家の周りを明るくしましょう。
◎ 照明器具等の設置により暗がりをなくしましょう。

林野火災予防対策の推進

平成２４年山火事予防の標語
『忘れない　山への感謝と　火の始末』

冬から春にかけて、山では枯葉が堆積して下草が枯れたり、空気の乾燥、季節風やフェーン現象などの気象条件等に加え、春先になると火入れが行われたり、山菜採りや森林レクレーションなどにより入山者が増えることから、山火事発生の危険性が高くなります。
山火事の原因のほとんどは、たき火やたばこなど人為的なものです。
山火事は、いったん発生するとその消火は容易でなく、貴重な森林を焼失するばかりか、その回復には長い年月と多くの労力を要することとなります。